

令和 4 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 2）

堺 市

目 次

	頁
議案第 10 号 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 11 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 12 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 13 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	11
議案第 14 号 堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例	13
議案第 15 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	15
議案第 16 号 堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例	17
議案第 17 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	21
議案第 18 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 19 号 堺市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例	25
議案第 20 号 財産の無償譲渡について	29
議案第 21 号 土地及び建物の売払いについて	33
議案第 22 号 権利の放棄について	37
議案第 23 号 指定管理者の指定について [堺市立健康福祉プラザ]	39
議案第 24 号 指定管理者の指定について [堺市立重症心身障害者（児）支援センター]	45
議案第 25 号 指定管理者の指定について [堺市立フォレストガーデン]	51
議案第 26 号 指定管理者の指定について [堺市立さつき野コミュニティセンター]	57

議案第 27 号	包括外部監査契約の締結について……………	61
議案第 28 号	市道路線の認定及び廃止について……………	63
議案第 29 号	大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について……	81
議案第 30 号	大字菅生共有地処分について……………	89
報告第 1 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……	93

令和4年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年2月14日

堺市長 永藤英機

- | | |
|----------|---|
| 議案第 10 号 | 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12 号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 13 号 | 堺市基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 14 号 | 堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例 |
| 議案第 15 号 | 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16 号 | 堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 17 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 19 号 | 堺市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | 財産の無償譲渡について |
| 議案第 21 号 | 土地及び建物の売払いについて |
| 議案第 22 号 | 権利の放棄について |
| 議案第 23 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 24 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 25 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 26 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 27 号 | 包括外部監査契約の締結について |
| 議案第 28 号 | 市道路線の認定及び廃止について |

- 議案第 29 号 大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について
- 議案第 30 号 大字菅生共有地処分について
- 報告第 1 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する条例の一部を改正する条例

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同じ。）」の次に「並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定（次号ウに掲げるものにあつては、本市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）」を加え、同条第2号イ中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第6号から第9号までの規定中「条例等」を「法令又は条例等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

情報通信技術を活用した行政をより一層推進し、行政運営の簡素化及び効率化を図ることにより、市民の行政手続等に係る更なる利便性の向上に資するため、電子情報処理組織による申請等の対象範囲を拡大することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行時期

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加え、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第2条の3第2号中「この条において」を削る。

第18条の表第7条第2項の項中「決定するものとする」を「とする」に、「決定するものとし、その者」を「とする。この場合において、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員」に改める。

第19条の表第3条第1項ただし書の項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第28条第1項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2項の表以外の部分中「、第23条第2号ア」を削り、同項の表中

「

第23条第2号ア	1年	6か月
----------	----	-----

を

」

「

	規則	規則（教職員にあっては、教育委員会規則）
--	----	----------------------

に

」

改め、同条第3項中「地公法第28条の5第1項」を「、地公法第28条の5第1項」に改める。

第29条を第31条とし、第28条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第29条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第30条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項の規定に基づき、本市における非常勤職員に係る育児休業等の取得要件等について国家公務員との権衡を図った措置を講じることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

職員のサービスの宣誓に関する条例の 一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に署名し、これ」を削り、「その」を「、その」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「擁護する」を「、擁護する」に、「署名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「誠実、かつ、公正に」を「誠実かつ公正に」に、「署名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

人事委員会の委員及び職員のサービスに係る宣誓について、宣誓書への署名及び押印の取扱いを見直すこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市環境都市推進基金の項中「堺市環境都市推進基金」を「堺市カーボンニュートラル基金」に、「環境への」を「カーボンニュートラルの実現に向けた取組をはじめとする環境への」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

カーボンニュートラルの実現に向けた取組をより一層推進するため、堺市環境都市推進基金に関し、その名称について見直しを行うとともに、設置の目的に当該取組を明記することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市立老人福祉センター条例の 一部を改正する等の条例

(堺市立老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 堺市立老人福祉センター条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表堺市立中老人福祉センターの項を削る。

(堺市立八田荘老人ホーム条例の廃止)

第2条 堺市立八田荘老人ホーム条例（平成20年条例第3号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第2条の規定による廃止前の堺市立八田荘老人ホーム条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第9条第2号の規定による義務については、なお従前の例による。

堺市立老人福祉センター条例の一部改正等について

1 改正の趣旨

堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（令和2年3月策定）等に基づき、より安定的かつ効果的なサービスを提供できるようにするため、堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターを民間の施設とすることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「婚姻により成年に達したものとみなされる者」を「成年に達した者」に、「成年擬制対象者」を「成年対象者」に改める。

第7条中「前条第1項本文」を「前条本文」に改める。

第11条及び第13条中「成年擬制対象者」を「成年対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者及び同法附則第3条第2項の規定により婚姻をした者については、この条例による改正後の堺市子ども医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市子ども医療費助成条例の一部改正について

1 改正の趣旨

民法（明治29年法律第89号）の一部改正による成年年齢の引下げ等に伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例

堺市保健医療審議会条例（昭和52年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市健康施策推進協議会条例

第1条中「堺市保健医療審議会（以下「審議会」を「堺市健康施策推進協議会（以下「協議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（担当事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行うものとする。

- （1）本市における健康増進に関する施策（以下「健康施策」という。）に係る計画の策定に関する事項
- （2）健康施策に係る事業の推進に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条中「審議会」を「協議会」に、「23人」を「20人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）健康施策に係る関係団体から選出された者
- （3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

第5条中「審議会の運営及び委員の構成その他審議会に関して」を「協議会の組織及び運営について」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「審議会」を「協議会」に、「を調査」を「について調査」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第5条 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、協

議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市保健医療審議会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市保健医療審議会についてより一層効率的かつ効果的な運営を行うことにより、市民の健康寿命の延伸を総合的に推進するため、審議会の名称、任務等の見直し等を行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（動物の愛護及び管理に関する法律関係手数料）

第23条の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第6項の規定に基づく鑑札の交付に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を当該交付を受ける者から徴収する。

犬の鑑札の交付手数料	1件	1,600円
------------	----	--------

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正に伴い、同法に基づき本市が行うこととなる事務について、新たに手数料の額を定めるとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年6月1日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の項委員の任期の欄中「2年」を「委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで」に改め、同表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会	堺市駅前公共施設用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
----------------------	--	------	-----------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の委員である者の任期は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日までとする。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 本市における児童福祉施設等の整備が進行し、堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会（以下「審査会」という。）の開催回数が減少していることから、審議等に係る事案の発生に応じて審査会を組織することとし、審査会の委員の任期について所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市駅前公共施設用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例

(堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「もの」を「者」に改める。

第10条を次のように改める。

(報酬)

第10条 団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 年額報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 出動報酬は、団員が災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合において支給するものとする。

4 出動報酬の額は、1日につき8,000円(前項の職務に従事した時間が8時間を超えた場合は、8,000円に当該超える時間について4時間までごとに4,000円を加算して得た額)とする。ただし、当該職務に従事した時間が4時間を超えない場合における出動報酬の額は、1日につき4,000円とする。

5 年額報酬及び出動報酬の支給方法については、規則で定める。

第11条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合において要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第4条第4項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することができる。

第11条第3項中「支給」を「額及びその支給方法」に改める。

第12条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

別表第2団員の項中「35,000円」を「36,500円」に改める。

別表第3を削る。

(堺市消防局災害活動支援隊条例の一部改正)

第2条 堺市消防局災害活動支援隊条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(報酬)

第7条 支援隊長等の報酬の額は、1日につき8,000円(第2条の任務その他の公務に従事した時間が8時間を超えた場合は、8,000円に当該超える時間について4時間までごとに4,000円を加算して得た額)とする。ただし、公務に従事した時間が4時間を超えない場合における報酬の額は、1日につき4,000円とする。

2 前項の報酬の支給方法については、規則で定める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第8条 支援隊長等が第2条の任務又はこれに係る訓練等に従事する場合において要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第4条第4項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することができる。

2 前項に規定する場合を除き、支援隊長等が公務のために出張する場合においては、旅費を支給する。

3 前項の旅費の額及びその支給方法については、消防職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(以下「新条例」という。)第10条(第2項を除く。)及び第11条の規定並びに第2条の規定による改正後の堺市消防局災害活動支援隊条例第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる出動の招集等に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に行われた出動の招集等に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第2項の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬について適用し、令和3年度分までの年度分の報酬については、なお従前の例による。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部改正について

1 改正の趣旨

消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）を踏まえ、消防団員並びに堺市消防局災害活動支援隊の支援隊長及び支援隊員の報酬及び費用弁償について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市北区北花田町4丁	62番2	墓地	104	104.24	
同上	65番	墓地	322	322.99	
計			426	427.23	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分の相手方

堺市北区北花田町4丁68番地

一般社団法人阿坂墓地管理委員会 代表理事 三好 浩文

3 条件

譲受人は土地を墓地の用途に供しなければならない。

財産の無償譲渡について

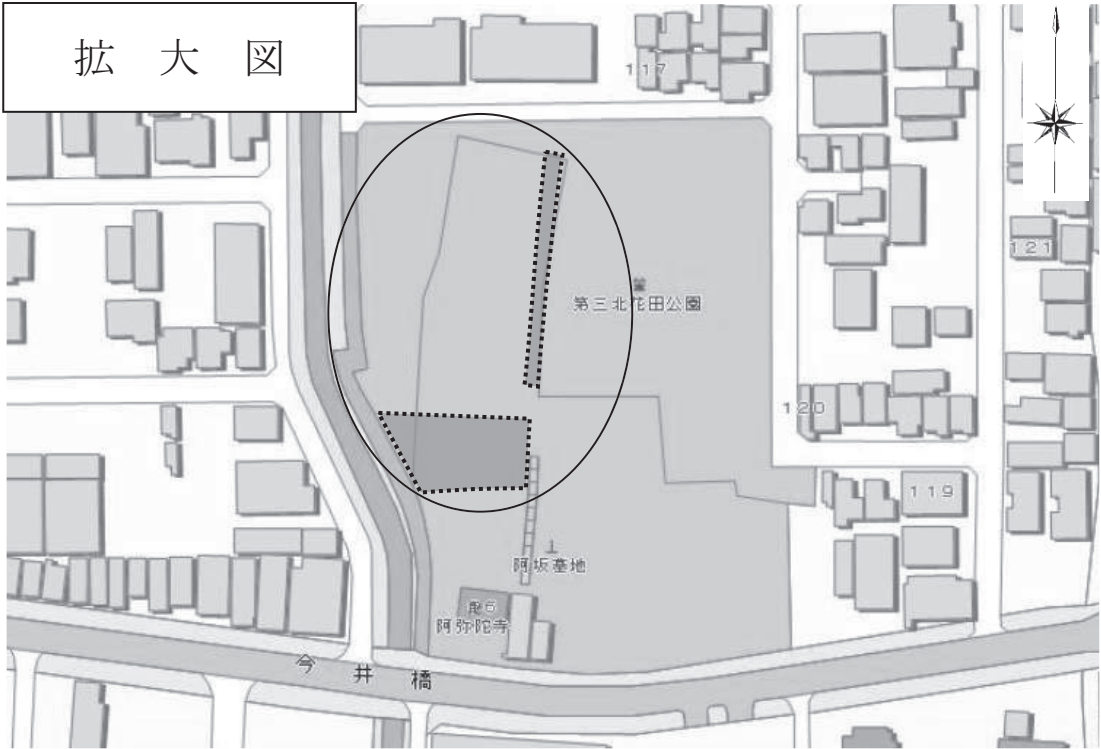
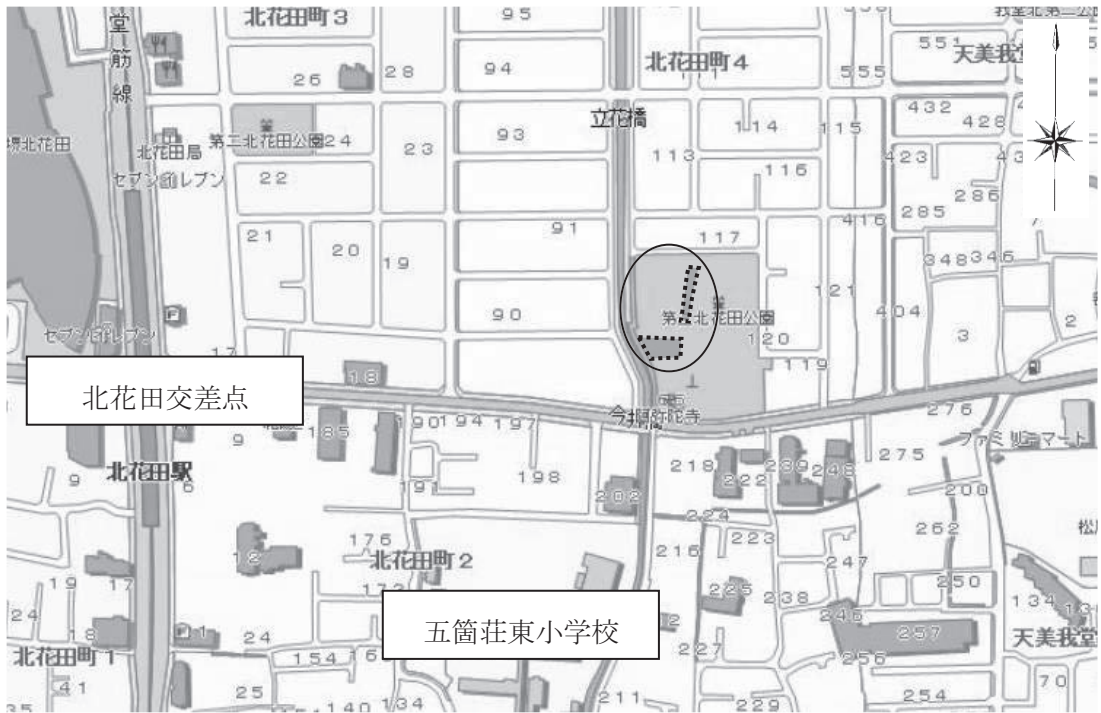
国から本市に財産譲渡された堺市北区北花田町4丁62番2の土地及び旧五箇荘村との合併により本市が継承した堺市北区北花田町4丁65番の土地（以下「当該土地」という。）は、旧来から阿坂墓地管理委員会（以下「同委員会」という。）が墓地として管理してきた経緯がある。

当該土地は、長年にわたり、墓地として利用されており、今後も同委員会が墓地として安定的に利用し、その環境を適切に維持管理することが適当である。

また、最高裁判例（昭和51年12月24日第二小法廷判決）に照らせば、同委員会による所有権の時効取得の要件が満たされている可能性が高い。

上記の理由等を鑑みて、同委員会の構成員が設立した一般社団法人阿坂墓地管理委員会に当該土地を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

対象土地
位置図



土地及び建物の売払いについて

次のとおり土地及び建物の売払いを行うものとする。

1 土地の表示

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市中区八田南之町 162 番 3	宅地	10,886.98
堺市中区八田南之町 255 番	宅地	521.65

2 建物の表示

(1) 八田荘老人ホーム

ア 種類 住居・共用棟

イ 構造 鉄筋コンクリート造地上 4 階一部 2 階建ルーフィング葺

ウ 床面積 4,865.20 ㎡

附属建物 1

ア 種類 浴場

イ 構造 鉄筋コンクリート造地上 1 階建

ウ 床面積 208.00 ㎡

附属建物 2

ア 種類 エレベーター棟

イ 構造 鉄筋コンクリート造地上 3 階建ルーフィング葺

ウ 床面積 31.22 ㎡

(2) 中老人福祉センター

ア 種類 会館

イ 構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建ルーフィング葺

ウ 床面積 1,038.39 ㎡

3 売払いの相手方

堺市堺区甲斐町西2丁1番15号

社会福祉法人 南の風

理事長 吉川 美幸

4 処分金額

金 570,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

土地及び建物の売払いについて

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターについては、指定管理者制度を導入し運営してきたが、堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（令和2年3月策定）等に基づき、より安定的かつ効果的にサービスを提供することを目的として、令和4年4月1日から民間の施設とするため、公募により選定した相手方に当該土地及び建物の売払いを行うものである。

売払い物件位置図



権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 権利の内容

堺市北区北花田町 4 丁 62 番 2 及び堺市北区北花田町 4 丁 65 番の土地にかかる占有料
相当の損害金請求権

2 相手方

堺市北区北花田町 4 丁 68 番地
一般社団法人阿坂墓地管理委員会
代表理事 三好 浩文

権利の放棄について

一般社団法人阿坂墓地管理委員会（以下「同委員会」という。）は、本市所有の堺市北区北花田町4丁62番2及び堺市北区北花田町4丁65番の土地（以下「当該土地」という。）について、本市の承諾なく占有してきたことにより、占有料相当の損害金の支払義務を負うことになる。

しかし、当該土地については、最高裁判例（昭和51年12月24日第二小法廷判決）に照らせば、同委員会による所有権の時効取得の要件が満たされている可能性が高く、また、長年にわたり、墓地として利用されており、今後も同委員会が安定的に利用し、その環境を適切に維持管理することが適当であることから、本市の同委員会に対する上記義務に対応する権利を放棄することが妥当であると考えられる。

以上のことから、その権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立健康福祉 プラザ	堺市南區城山台 5 丁 1 番 4 号	堺市社会福祉事業団・ 堺障害者団体連合会・ フィットネス 21 事業団 共同事業体	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 堺市南區城山台 5 丁 1 番 4 号	(代表団体) 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	
	(他の構成団体) 堺市堺区南瓦町 2 番 1 号	(他の構成団体) 特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会	
	大阪市東淀川区 瑞光 1 丁目 15 番 24 号	公益財団法人 フィットネス 21 事業団	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザの指定管理者として堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体	平成 22 年 7 月 12 日	堺市立健康福祉プラザの管理運営	堺市立健康福祉プラザの管理運営事業	公募

3 選定の理由

堺市立健康福祉プラザ条例（平成 22 年条例第 8 号）第 17 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 17 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が良好な評価を得た。

当該団体は、本市の障害施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立健康福祉プラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市南区城山台5丁1番4号

堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団 共同事業体

(代表団体)

堺市南区城山台5丁1番4号

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

(他の構成団体)

堺市堺区南瓦町2番1号

特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会

大阪市東淀川区瑞光1丁目15番24号

公益財団法人 フィットネス21事業団

(2) 選定経過

令和3年8月26・27日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和4年1月6日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 関西大学 学長補佐(人間健康学部 教授) 岡田 忠克

委員 公認会計士 青野 真人

委員 弁護士 小谷 真由香

委員 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 准教授 木曾 陽子

委員 武庫川女子大学 心理・人間関係学科 教授 松端 克文

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団 共同事業体
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	18点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	38点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	32点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤施設、設備、器具備品の維持管理及び第三者への業務委託についての考え方 ⑥非常時対策 ⑦各センター事業に関する業務の考え方 ⑧関係機関等への支援協力に関する考え方	100点	83点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	66点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	48点

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	<p>44 点</p>	<p>34 点</p>
<p>合計点</p>		<p>400 点</p>	<p>319 点</p>

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立重症心身 障害者（児）支援 センター	広島市安佐北区小河 原町 1281 番地	社会福祉法人三篠会	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立重症心身障害者（児）支援センターの指定管理者として社会福祉法人三篠会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人三篠会	昭和 43 年 6 月 13 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	重症心身障害者（児）支援センター管理運営事業	公募

3 選定の理由

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成 22 年条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 7 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の障害施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立重症心身障害者（児）支援センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①広島市安佐北区小河原町 1281 番地

社会福祉法人三篠会

②堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 244 番地

ペガサスグループ

(代表団体)

堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 244 番地

社会医療法人ペガサス

(他の構成団体)

堺市西区鳳北町 10 丁 31 番地 1

社会福祉法人風の馬

(2) 選定経過

令和 3 年 8 月 26・27 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 4 年 1 月 6 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 関西大学 学長補佐 (人間健康学部 教授) 岡田 忠克

委員 公認会計士 青野 真人

委員 弁護士 小谷 真由香

委員 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 准教授 木曾 陽子

委員 武庫川女子大学 心理・人間関係学科 教授 松端 克文

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人三篠会	ペガサスグループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	17点	11点
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	36点	26点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	34点	22点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第4号)	①人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ②苦情対応の考え方 ③施設、設備、器具備品の維持管理及び第三者への業務委託についての考え方 ④非常時対策 ⑤各事業に関する業務の考え方 ⑥関係機関等への支援協力に関する考え方	100点	84点	57点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	65点	43点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター条例第7条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	45点	36点

<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件（堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例第7条第3項第7号）</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	<p>44点</p>	<p>17点</p>	<p>31点</p>
<p>合計点</p>		<p>400点</p>	<p>298点</p>	<p>226点</p>

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立フォレストガーデン	堺市南区榎塚台 3 丁 1 番 7 号	みんなの里山倶楽部	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 堺市南区榎塚台 3 丁 1 番 7 号	(代表団体) 特定非営利活動法人 ASU の会	
	(他の構成団体) 堺市南区榎塚台 3 丁 1 番 7 号	(他の構成団体) 一般社団法人堺南す こやかファーム推進 会	
	堺市南区御池台 3 丁 14 番 16 号 橋本方	一般社団法人泉北レ モンの街ストーリー	
堺市南区深阪南 2690 番地	泉北エンタープライ ズ株式会社		

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立フォレストガーデンの指定管理者としてみんなの里山倶楽部を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
みんなの里山倶楽部	令和 3 年 11 月 1 日	堺市立フォレストガーデンの管理運営	堺市立フォレストガーデンの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立フォレストガーデン条例（平成 5 年条例第 29 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の農林業の振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立フォレストガーデンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①堺市南区槇塚台3丁1番7号

みんなの里山倶楽部

(代表団体)

堺市南区槇塚台3丁1番7号

特定非営利活動法人ASUの会

(他の構成団体)

堺市南区槇塚台3丁1番7号

一般社団法人堺南すこやかファーム推進会

堺市南区御池台3丁14番16号 橋本方

一般社団法人泉北レモンの街ストーリー

堺市南区深阪南2690番地

泉北エンタープライズ株式会社

②堺市南区庭代台4丁49番2号

特定非営利活動法人楽庭楽園

③大阪市平野区长吉出戸3丁目2番4号

K. S. R. ORG group

(代表団体)

大阪市平野区长吉出戸3丁目2番4号

株式会社Kei's

(他の構成団体)

京都市左京区修学院中林町86番地

特定非営利活動法人スモールファーマーズ

堺市中区辻之215番地4

株式会社緑源

(2) 選定経過

令和3年10月15日～18日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和4年1月19日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪商業大学 特任教授 大西 敏夫

委員 弁護士 今枝 史絵

委員 ハートランド株式会社 代表取締役社長 谷 健次

委員 特定非営利活動法人食と農の研究所 理事 中塚 華奈

委員 公認会計士 林 由佳

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	みんなの里山倶楽部	特定非営利活動法人楽庭楽園	K. S. R. ORG group
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	35点	31点	33点
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	36点	28点	34点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	37点	29点	32点

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情対応の考え方 ④非常時対策	60点	49点	47点	43点
(5) 周辺地域との連携を図る等、施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③里山エリア活用実施計画 ④地産地消推進実施計画 ⑤農福連携実施計画 ⑥自主事業の実施計画	100点	91点	67点	80点
(6) 周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第6号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	20点	17点	17点	18点
(7) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第7号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	33点	28点	31点
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第8号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	27点	31点	25点
合計点		400点	325点	278点	296点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立さつき野 コミュニティセ ンター	堺市美原区さつき野 東1丁目6番地10	特定非営利活動法人 さつき野コミュニテ ィ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンターの指定管理者として特定非営利活動法人さつき野コミュニティを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人さつき野コミュニティ	平成 25 年 9 月 2 日	主に美原区域在住の住民に対して、自主的で多様な交流を促進する事業を行い、住民相互の連帯意識の高揚に寄与すること。	指定管理者業務 (堺市立さつき野コミュニティセンター)	公募

3 選定の理由

堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成 16 年条例第 69 号）第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、地域に根ざした自主的で多様な交流を促進する団体であり、これまでの管理運営の実績などから、管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立さつき野コミュニティセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪府堺市美原区さつき野東 1 丁目 6 番地 10

特定非営利活動法人さつき野コミュニティ

(2) 選定経過

令和3年11月19日 堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和4年1月11日 堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪産業大学経済学部教授 戸谷 裕之

委員 弁護士 赤津 加奈美

委員 美原区自治連合協議会会長 田中 清恵

委員 元黒山小学校校長 富田 久子

委員 公認会計士 西野 裕久

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人さつき野コミュニティ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	60点	48点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	26点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	41点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第 16 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策</p>	60 点	47 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第 16 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	60 点	42 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (同条例第 16 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	80 点	41 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第 16 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	40 点	29 点
合計点		400 点	274 点

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 契約の金額 13,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 *****

弁護士 田上 智子

[根拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
733	遠里小野砂道7号線	堺区遠里小野町1丁28番地先 堺区七道東町5番4地先		本市施行
734	遠里小野101号線	堺区遠里小野町1丁11番6地先 堺区遠里小野町1丁11番1地先		〃
757	七道東101号線	堺区遠里小野町1丁11番6地先 堺区七道東町145番3地先		〃
7375	阿弥101号線	美原区阿弥129番4地先 美原区阿弥126番2地先		〃
7376	阿弥102号線	美原区阿弥129番14地先 美原区阿弥129番4地先		〃
7351	黒山44号線	美原区黒山459番1地先 美原区黒山791番1地先		土地区画整理事業
7131	野尻65号線	東区野尻町319番10地先 東区野尻町319番16地先		開発に伴う寄付
7595	金岡323号線	北区金岡町2231番8地先 北区金岡町2231番5地先		〃
7386	長曾根220号線	北区長曾根町623番8地先 北区長曾根町623番1地先		〃
7184	材木町西3号線	堺区材木町西3丁5番11地先 堺区材木町西3丁5番7地先		都市計画法第39条による帰属
71057	土師221号線	中区土師町3丁1522番4地先 中区土師町3丁1522番4地先		〃
7235	上野芝向ヶ丘202号線	西区上野芝向ヶ丘町1丁777番63地先 西区上野芝向ヶ丘町1丁777番63地先		〃
7088	山田38号線	西区山田1丁1092番6地先 西区山田1丁1092番6地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
4083	遠里小野砂道1号線	堺区遠里小野町1丁25番地先 堺区砂道町1丁4番48地先		本市施行
7217	黒山9号線	美原区黒山464番1地先 美原区黒山446番地先		土地区画整理 事業

市道認定路線図

05-23

整理番号 才733

遠里小野砂道7号線

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 才734

七道東町

遠里小野町 1丁

遠里小野101号線

11-6

11-1

七道東町

遠里小野町 1丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 シ557

並松町

七道東町

遠里小野町 1丁

七道東101号線

11-6

145-3

七道東町

遠里小野町 1丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

43-05

整理番号 7375

阿弥101号線

129-4

126-2

黒山

堺市消防局
堺市真澄消防署
堺市真澄消防団

阿弥

阿弥

レクリエーション
第1号公園

舟渡池公園

凡
例



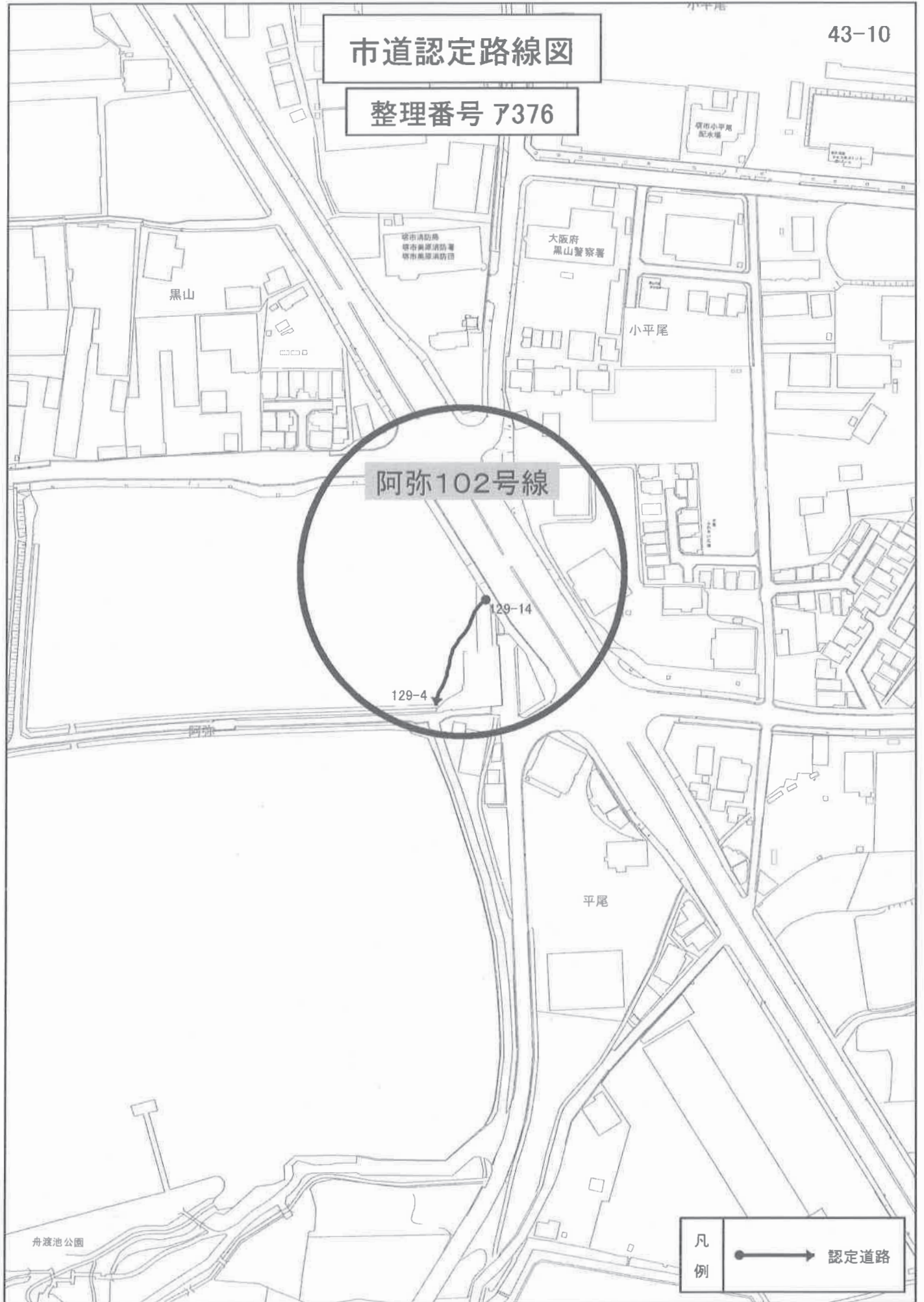
認定道路

市道認定路線図

43-10

整理番号 7376

阿弥102号線



市道認定路線図

整理番号 7351

黒山44号線

459-1

791-1

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 /131

野尻町

野尻65号線

野尻町

319-10

319-16

凡例		認定道路
----	---	------

市道認定路線図

整理番号 力595

金岡323号線

2231-8

2231-5

金林寺

金岡
神社

光照寺

高尾寺

徳蔵寺

金岡
御供所

金岡
御供所

凡
例



認定道路

市道認定路線図

25-03

整理番号 1386

長曾根220号線

623-8

623-1

長曾根
中池公園

長曾根中池公園

町民センター

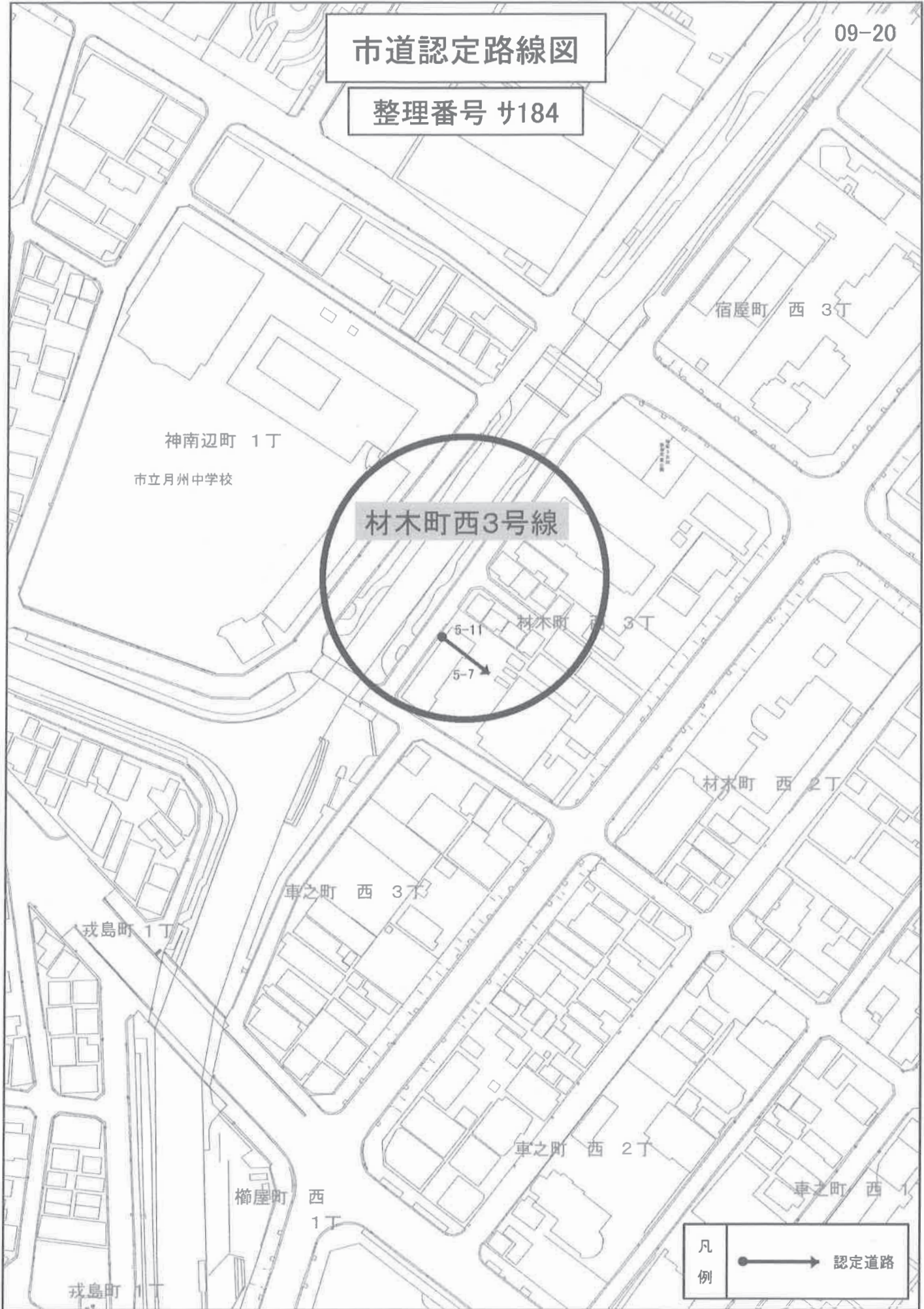
長曾根町

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 サ184



材木町西3号線

5-11
5-7

宿屋町 西 3丁

神南辺町 1丁

市立月州中学校

材木町 西 3丁

材木町 西 2丁

車之町 西 3丁

戎島町 1丁

車之町 西 2丁

栞屋町 西 1丁

車之町 西 1丁

戎島町 1丁

凡例		認定道路
----	---	------

土師町 3

33-25

市道認定路線図

整理番号 ハ1057

土師221号線

1522-4

1522-4

土師町 3丁

土師町
ミニ
公園

凡例		認定道路
----	---	------

上野芝町 2丁

市道認定路線図

33-07

整理番号 U235

上野芝町 2丁

上野芝町 3丁

上野芝向ヶ丘202号線

きりんそう公園

777-63

上野芝向ヶ丘町 1

777-63

上野芝向ヶ丘町 1

史跡文珠塚古墳

上野芝向ヶ丘町 1

向ヶ丘校区
ミニスポーツ広場

上野芝向ヶ丘町 3丁

上野芝町 2丁

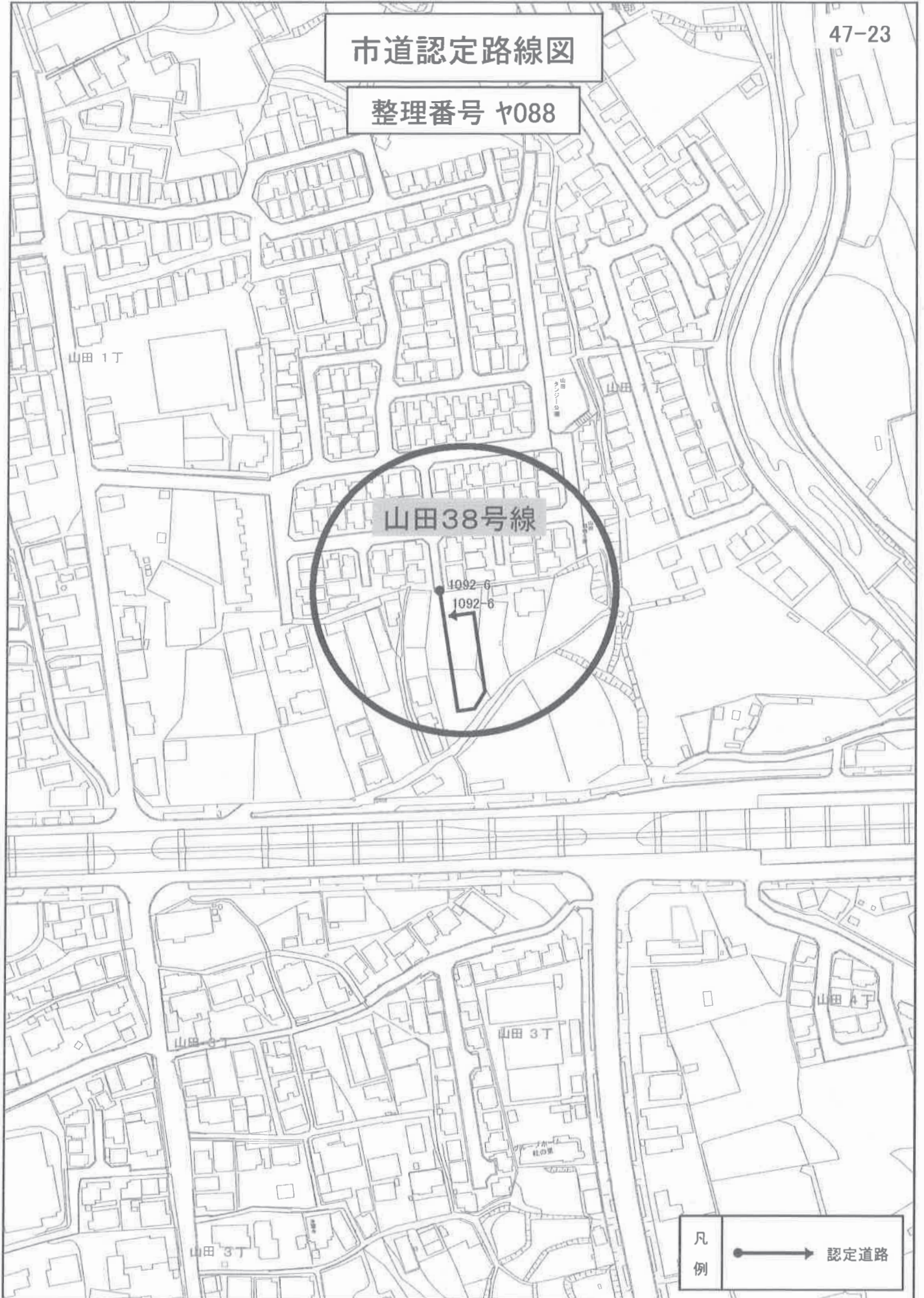
上野芝向ヶ丘町 3



市道認定路線図

47-23

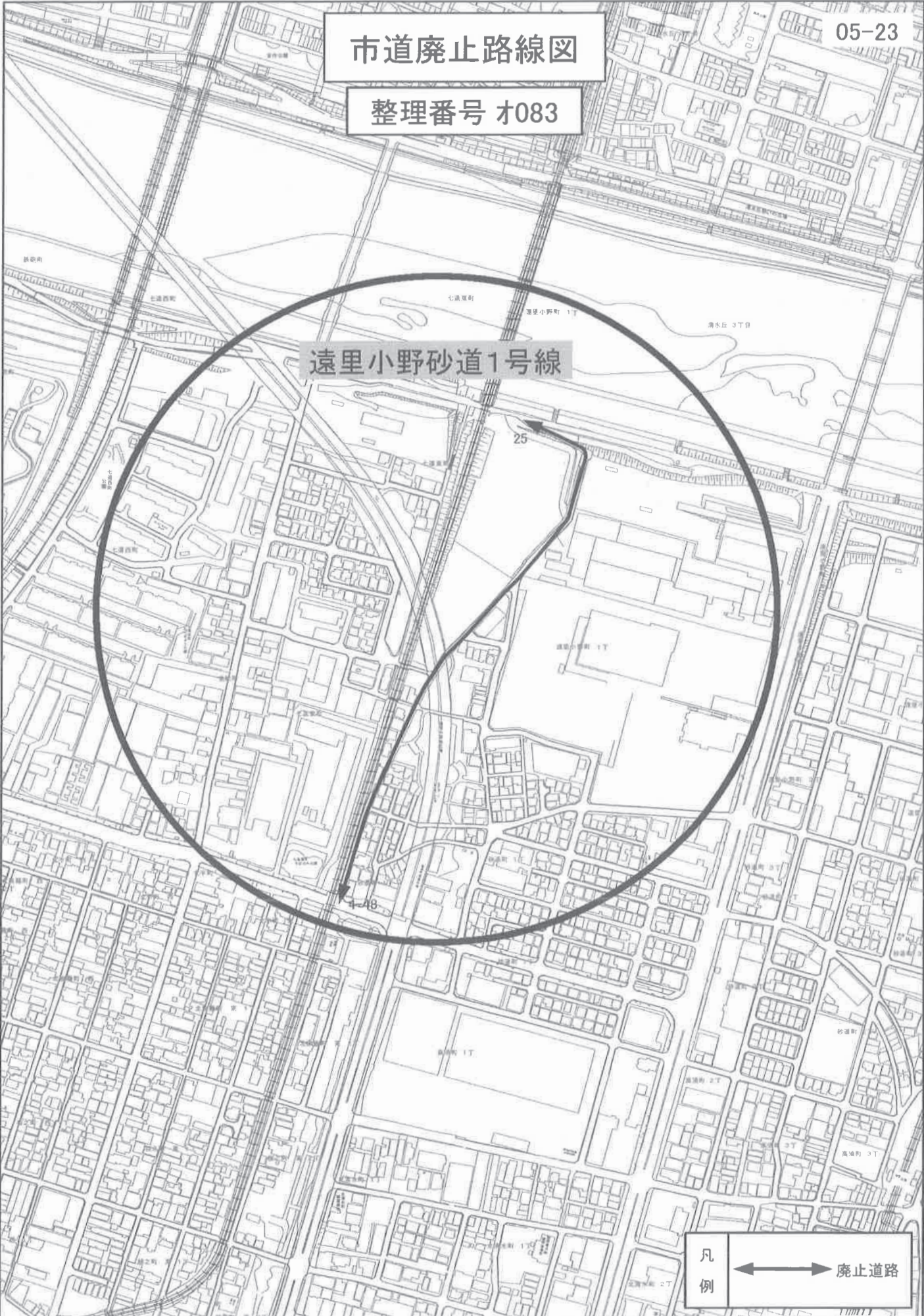
整理番号 ヤ088



市道廃止路線図

整理番号 才083

遠里小野砂道1号線



凡例  廃止道路

市道廃止路線図

整理番号 7217

黒山9号線

464

446

凡例



廃止道路

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

次のとおり事業の一部を変更することについて同意する。

- 1 同意申請者 大阪市北区中之島 3-2-4
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 吉田 光市

- 2 事業変更の内容

阪神高速道路株式会社が、平成 18 年 3 月 31 日付け国道有第 137 号で許可を受けた後、平成 30 年 3 月 30 日付け国道高第 287 号で変更の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

4. 料金の額及びその徴収期間

「別紙 3 を別添のとおり改め、別添記載事項については、会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。ただし、記〔3〕六.（2）の表中、「一般国道 1 6 5 号（南阪奈道路）」に掲げる事項は平成 3 0 年 4 月 1 日から、「一般国道 1 6 3 号（第二阪奈道路）」に掲げる事項は平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。」

を

「別紙 3」

に改める。

[根 拠]

道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別紙 3 の一部を次のように改める。

〔6〕中「これを1回の通行とみなす。」の次に「(ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等をE T C専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。)」を加え、〔6〕を〔7〕とする。

〔1〕二.(1)(注)A中「なお、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、同二.(1)(注)Ad中「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同二.(1)(注)B中「以外の自動車。」を「及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に、「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同二.(3)を次のように改める。

(3) 料金調整

① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

イ E T C車の場合の料金調整

A B間の利用距離とC D間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

ロ 現金車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線

規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

〔5〕中「平成74年9月18日」を「令和44年9月18日」に改め、〔5〕を〔6〕とする。

〔4〕二. 中「記〔2〕二、三（2）及び四」を「記〔2〕一並びに〔3〕二、三（2）及び四」に改め、同三. 中「記〔3〕一、四、六、七、八、九及び十」を「記〔4〕一、四、六、七、八、九及び十」に改め、〔4〕を〔5〕とする。

〔3〕中「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕及び〔3〕一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「記〔2〕三（1）」を「記〔3〕三（1）」に、「平成44年3月31日」を「令和14年3月31日」に改め、〔3〕一.（2）中「①」を削り、同四. 中「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同五.（2）①イ中「〔平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。〕」を削り、同五.（2）①ロ表3中「大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原JCTまでの区間」の上に「路線名」を加え、「大阪府道高速大阪湾岸線」を「大阪府道高速湾岸線」に改め、同五.（2）②イ中「（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）」及び「ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。」を削り、「5%」を「10%」に改め、同八.（2）中「記〔2〕二」を「記〔3〕二」に改め、同十一. 中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲」を「貸付料の支払いに支障のない範囲内」に改め、〔3〕を〔4〕とする。

〔2〕一. 中「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、
 同二. 中「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕及び〔3〕一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、
 同三. (1) 中「記〔1〕並びに〔2〕一及び二」を「記〔1〕、〔2〕並びに〔3〕一及び二」に改め、同三. (2) 中「記〔1〕二(1)」の次に「又は記〔2〕一」を加え、「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕、〔2〕及び〔3〕一」に、「記〔3〕一」を「記〔4〕一」に改め、同四. 中「記〔1〕」の次に「及び〔2〕」を加え、〔2〕を〔3〕とし〔3〕の前に次を加える。

「〔2〕E T C専用施設のみが設置された出入口等にE T C車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるE T C専用施設のみが設置された出入口等にE T C車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二(2)の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるE T C専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から令和4年3月31日までは下表1の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表2の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360

中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表 2

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和4年3月31日までは下表3の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表4の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表 3

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表 4

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368

大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

(注)

別添2又は別添3に掲げる出入口等をE T C専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 特例措置

(1) 記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。

(2) 記〔4〕十の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額が記〔4〕十の表2に掲げる割引後の額を超える場合は、記〔4〕十の表2に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。」

別添2中「・「一」…距離を算出できない、又は通常通行されない経路」の次に「・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。」を加える。

別添3中

「

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪J C T出口(中野方向から進行して流出する出口等に限る。)	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
泉大津入口(岸和田北方向へ進行する入口に限る。)(ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。)	16.9
前開出口(永井谷方向から進行して流出する出口に限る。)	4.8
箕谷出口(二宮方向から進行して流出する出口に限る。)	8.5

」を

「・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪JCT出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

」に改める。

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

阪神高速道路株式会社が国土交通大臣から道路整備特別措置法による事業許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部変更について同社より申請があり、料金及びその徴収期間について、当該高速道路の道路管理者として同意するものである。

大字菅生共有地処分について

次のとおり大字菅生共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市美原区木材通1丁目	1792番1	溜池	934	727.32	堀抜池
同上	1792番2	堤	416	397.12	
計			1,350	1,124.44	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

菅生新田地区会

代表者 堺市美原区菅生 1138 番地甲 地区長 山本 光男

3 処分の相手方

堺市美原区木材通4丁目13番28号

中野電機株式会社 代表取締役 中野 敦

4 処分金額

金 28,111,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字菅生共有地処分について

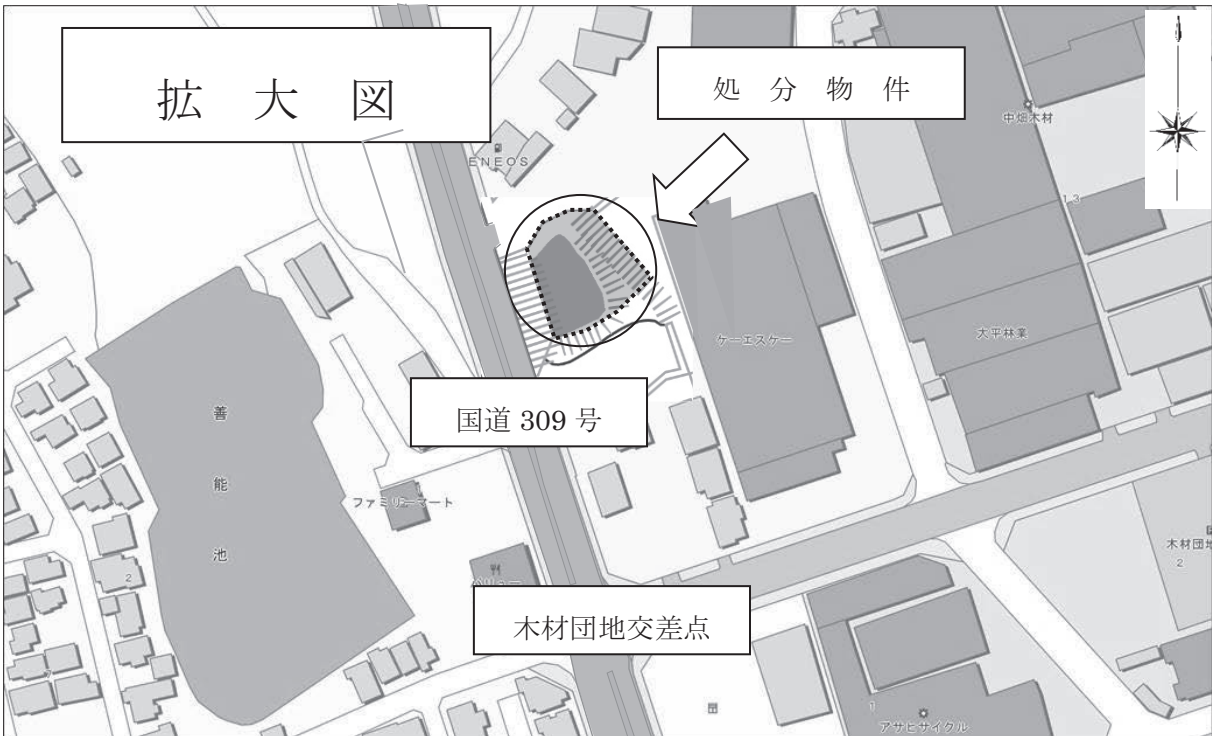
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
菅生新田地区会	28,111,000	地元公益事業費	11,245,500	
		水利権消滅補償費	11,245,500	
		堺市に対する納付金	5,620,000	20%相当額
計			28,111,000	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
6	4. 1. 14	53,400	堺市北区*** *****	*****	令和3年4月8日(木) 午後0時40分ごろ、堺市 北区北花田町2丁211-1 において、環境事業所の職 員が車両を発進させた際、 相手方マンションのエン トランス花壇に接触し、損 傷させたもの。

(健康部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
3	4. 1. 12	4,534	堺市堺区*** *****	*****	令和3年11月16日(火) 午後3時45分ごろ、堺市 堺区一条通交差点におい て、こころの健康センター の職員が、前方の左折車両 を避けようと右に寄った 際、右隣車線を走行中の相 手方車両に接触し、損傷さ せたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
8	4. 1. 21	31,092	堺市中心区*** *****	*****	令和3年11月24日(水) 午後8時40分ごろ、堺市 堺区甲斐町東1丁1-8地 先において、相手方車両 が市道大道筋を走行中、 路面のくぼみで、右後輪 タイヤなどを損傷したも の。

(中区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
1	4. 1. 6	34, 100	堺市西区*** *****	*****	令和3年10月28日(木) 午後3時ごろ、堺市中区平 井657番地1において、中 区生活援護課の職員が駐 輪していた自転車が倒れ、 駐車していた相手方車両 に接触し、損傷させたも の。

(西区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
4	4. 1. 14	43, 002	堺市西区*** *****	*****	令和3年10月28日(木) 午後1時ごろ、堺市西区鳳 東町6丁600番地におい て、西区企画総務課の職員 が区役所駐車場から公道 に出るため歩道に進入し た際、西方向から来ていた 相手方自転車と接触し、相 手方を負傷させるととも に、相手方自転車を損傷さ せたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(用地部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
2	4.1.7	訴えの提起に ついて	支障物件の撤去・廃 棄代行に係る費用 66,000 円	堺市中区*** ***	*****

による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>1 被告は、原告に対し、66,000円及びこれに対する令和3年4月1日から完済まで、年3%の割合による遅延損害金の支払を求め。</p> <p>2 訴訟費用は、被告の負担とする。</p>	<p>支障物件の撤去・廃棄代行に係る費用請求事件 本市が実施している都市計画公園事業である原池公園事業において、平成29年4月25日に収用裁決を得て、本市は、相手方の土地の所有権を得た。相手方が当該土地に存する支障物件（立木・樹種：ヒサカキ）の移転を拒否したため、収用に基づく代執行により当該支障物件を移転しようとしたところ、代執行前に相手方が代執行庁である大阪府に対し、令和3年1月20日付けの文書で、①物件の所有権の放棄、②物件の撤去・廃棄の本市への依頼、③供託金の受領による撤去費用の負担を内容とする申出を行った。</p> <p>任意での移転を最善とする令和3年2月15日付けの大阪府の文書ともに上記文書の写しが大阪府から送付されてきたことから、本市は、申出を受けることとし、物件の撤去・廃棄を代行する旨の文書を相手方に同月19日付けで送付したところ、相手方からの異議がなかったことから、本市は、同年3月1日に支障物件の撤去・廃棄を代行した。</p> <p>令和3年3月19日に本市が同月31日の納期限で代行に係る経費(66,000円)を請求したところ、相手方は、支払を拒否した。</p> <p>その後、本市は、令和3年5月6日付けで地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条及び堺市債権の管理に関する条例(平成29年条例第43号)第7条の規定に基づき督促を行ったが、相手方の納付がないため、令和3年12月6日付けで、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条第1項の規定により堺簡易裁判所書記官宛てに支払督促の申立て(堺簡易裁判所令和3年(ロ)第1138号)を行った。</p> <p>なお、本件は、当該支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、訴訟に移行したものである。</p>

3 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
5	4.1.14	訴えの提起に ついて	堺市北区***** ***堺市営*** *****の 住宅の明渡し及び住 宅使用料相当損害金	堺市北区*** ***** 堺市営*** *****	亡***** 相 続 財 産

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和3年10月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡し等請求事件</p> <p>堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である***は、令和3年9月8日夜頃に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

4 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
9	4.1.24	万崎建替公営 住宅第一期建 設工事(第1 工区)	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	木綿麻・麦島・源 建設工事共同企業体	変更前 2,172,060,000円 (消費税額等 197,460,000円) 変更後 2,166,315,855円 (消費税額等 196,937,805円)
				代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	
7	4.1.20	万崎建替公営 住宅第一期建 設工事(第2 工区)	堺市西区宮 下町12番1 号	堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆	変更前 680,900,000円 (消費税額等 61,900,000円) 変更後 686,050,200円 (消費税額等 62,368,200円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
<p>△5,744,145 円 （消費税額等 △522,195 円）</p>	<p>仮設排水計画の変更に伴う減額 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額</p>	<p>工事着手後、受注者が現場において詳細な調査・検討を行ったところ、設計図書に記載の仮設排水経路と存置が必要な既設の埋設管等が干渉することが判明したことから、仮設排水計画を変更する必要が生じたため、減額となる。</p> <p>また、国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用した契約に変更するため、増額となる。</p> <p>以上のことから、相殺の結果、減額変更を行うものである。</p>
<p>5,150,200 円 （消費税額等 468,200 円）</p>	<p>令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、増額変更を行うものである。</p>

令和4年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）

令和4年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 宏和印刷株式会社

配架資料番号
1-B2-21-0083



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。